

## 1 特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度

薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、薬局の許可に加えて、都道府県の認定制度を創設。

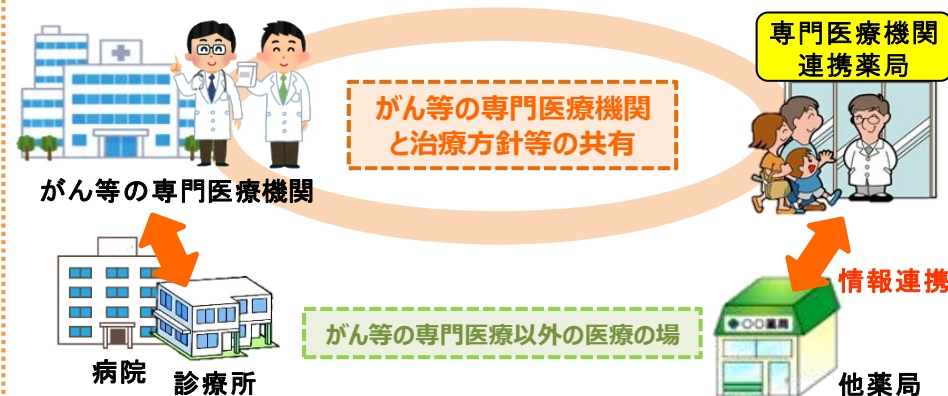
### 地域連携薬局

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局



### 専門医療機関連携薬局

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局



○施行日：令和3年8月1日

○認定期間は1年（更新制）

○行政処分あり（改善命令、認定取消し）

## 2 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定業務に対する都の対応

1 申請受付、審査、監視業務：東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課（都内全域）

2 認定手数料：地域連携薬局、専門医療機関連携薬局 新規・更新ともに同じ金額（予定）

（都議会令和3年第一回定例会へ改正東京都福祉保健局関係手数料条例を提案）

## ○患者に配慮したプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備

- 1 法第六条の二第一項第一号に規定する利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。
- 2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

## ○他の医療提供施設との情報共有

- 1 **薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。**
- 2 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- 3 **薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均三十回以上報告及び連絡させた実績があること。**
- 4 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

## ○業務を行う体制

- 1 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
- 2 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
- 3 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。
- 4 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。
- 5 無菌製剤処理を実施できる体制（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）を備えていること。
- 6 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加すること
- 7 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。
- 8 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- 9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。
- 10 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設（医療法）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。

## ○在宅医療への対応

- 1 **居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。**
- 2 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること

## ○厚生労働省令で定める傷病の区分→「がん」

### ○患者に配慮したプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備

- 1 利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。
- 2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

### ○他の医療提供施設との情報共有

- 1 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第一項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。
- 2 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- 3 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第一号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。
- 4 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

### ○業務を行う体制

- 1 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
- 2 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
- 3 在庫として保管する第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。
- 4 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。
- 5 医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。
- 6 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。
- 7 第六項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。
- 8 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。
- 9 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。
- 10 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること

# 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業 対比表（R2年度・R3年度）

## ● R2 薬局・薬剤師の機能強化事業

名称		実施主体
I 在宅医療 基礎研修	I-a 在宅訪問指導基礎研修 0円	都薬
	I-b 無菌調整技能習得研修 (4,124千円)	都薬
II 地域薬局間 連携研修	II-a 在宅医療連携研修 (2,389千円)	地区
	II-b 地域施設実地研修 (2,257千円)	地区
III 地域連携 構築支援	III-a 支援薬剤師情報の提供 (315千円)	都→ 地区
	III-b 連携促進・啓発 (7,683円)	地区
	III-c 東京都関係者連絡会 (155千円)	都薬
	III-d 多職種連携推進事業 (2,352千円)	地区

## ● R3 事業（R3～R5の3年間）

名称	内容	実施主体	実施規模	連携薬局 <sup>※1</sup> との関連
I 連携薬局 活用の 基盤整備	<b>拡充</b> I-a 在宅訪問研修 (基礎・実践①・実践②)	都薬	1回	地域連携 専門医療
	<b>再構築</b> I-b 無菌調整技能習得研修	都薬	3回	地域連携 専門医療
II 地域連携 薬局の活用	<b>再構築</b> II-a 多職種連携推進事業	地区	35 <sup>※2</sup> 地区	地域連携
	<b>継続</b> II-b 連携促進・啓発	地区	35 <sup>※2</sup> 地区	地域連携
	<b>継続</b> II-c 東京都多職種 関係者連絡会	地区	1地区	地域連携
III 医療 機関連携 薬局の活用	<b>新規</b> III-a 薬業連携推進事業	地区	4地区	地域連携 専門医療
	<b>新規</b> III-b 東京都薬業連携 推進協議会（仮称）	都薬	2回	地域連携 専門医療

※1 連携薬局：都から「地域連携薬局」又は「専門医療機関連携薬局」の認定を受けた薬局の総称

※2 35地区の根拠：23区+12地区（多摩の地区薬剤師会数）

※3 服薬状況：①医療用医薬品の服薬状況、②OTC医薬品の服薬状況

### 基本方針

- ① 改正薬機法の認定薬局の育成・活用を見据えた事業に再構築
- ② 医療介護総合確保基金を活用し、R3年度以降もR2年度と同額規模の予算を確保
- ③ 事業はR3年度からR5年度までの3か年を予定（保健医療計画の改定に合わせる。）